

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第19号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2、5の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表6の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税」に改め、「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。